

デジタル社会における 自治体の情報マネジメント

一般財団法人全国地域情報化推進協会 企画部担当部長 吉本 明平

日本都市センターと全国市長会が共同設置する「都市分権政策センター」では、2023年11月14日に「デジタル社会における自治体の情報マネジメント」をテーマに、第33回都市分権政策センター会議・第2回デジタル社会における都市経営と都市政策に関する検討会議を開催した。会議では、吉本明平・（一財）全国地域情報化推進協会企画部担当部長による講演と、委員である市長及び学識者による意見交換を行った。本稿ではその概要を紹介する。

講演「デジタル社会における自治体の情報マネジメント」

本日は、マイナンバーカードやマイナンバー制度に関して今回発生した問題点などを紐解きながら、情報マネジメントの観点から自治体がこの問題をいかに捉えればよいかなどについて述べたい。なお、現在進められている自治体システム等の標準化も地方分権の観点で極めて重要な問題である。この標準化は、情報システムに関する自治体の裁量権を非常に限定する側面があるが、地方自治を持続させるための取組みだということは、別の機会に論じたい。

マイナンバーカード問題？

さて、今回の問題は一般に「マイナンバーカード問題」と言われているが、実はカードで何かトラブルが起こったわけではない。では、この問題は一体何だったのか。マイナンバー情報総点検本部が取りまとめた今回の紐付け誤りトラブルとその原因を見ると、健康保険証、地方職員共済組合、そして障害者手帳——これは自治体でのトラブルだが——のいずれの場合も「マイナンバーの記載がなかったため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に本人情報を照会したところ失敗した」という。

この「紐付け誤り」とは、例えば、自治体が管理する障害者手帳の交付対象者リストに後からマイナンバーを紐付ける際に、あるいは、健康保険者が管

理する被保険者情報に後からマイナンバーを登録する際に、本人とは別の人の情報に紐付けたというものである。つまり、これらの間違いにマイナンバーカードは一切関係がなく、マイナンバー制度にも問題はなく、純粋な事務処理の誤りだということである。

では、事務処理の何を誤ったのか。マイナンバーを入手する場合、番号法上認められている代表的な入手方法は2つある。1つは、本人から入手する方法で、これが王道である。本人から届け出てもらう以外、正確にマイナンバーを入手する手段はほぼない。今回のトラブルは、全部本人から入手していれば起きなかったものばかりである。

番号法上定義されているもう1つの入手方法がJ-LISに照会するという方法である。J-LISは、現在国内で発行されている全てのマイナンバーと、それに対する4情報（名前、住所、生年月日、性別）を持っていて、マイナンバーを使うことのできる組織はJ-LISに照会をかけることが番号法上許されている。これは、例えば住民が窓口でマイナンバーを届け出の際にカードや本人確認書類を忘れていたり、あるいは本人が行方不明だったりして正確なマイナンバーが確認できない場合や、4情報を含めて確認を要する場合に、J-LISに確認するというものであるが、この方法は不測の事態や追加の確認のための手段だと、少なくとも私は理解している。本人から入

手するのが大原則で、J-LIS への照会はどうしてもそれができないときの手段のはずなのだが、今回のトラブルを起こした機関は全て、本人から入手せずに安易に J-LIS に照会をかけていた。

J-LIS への照会は、いわゆる 4 情報をキーにしてマイナンバーを検索することになる。しかし名前で検索しても、同姓同名の人は大勢いるので、特定のマイナンバーに辿り着かない可能性が高い。生年月日と名前のセットならかなり特定されるが、まだ怪しい。住所も加えればほぼ確定するかもしれないが、この住所自体の正確性も怪しい。特に自治体の場合はともかく、企業健保の保険者の場合は本人が届けない限り最新の住所情報を持っていない。マイナンバーが届けない人が最新の住所を届ける保証もない。正確性の乏しい手元の情報で検索することになる。

今回の紐付け誤りは、端的に言うと、ただでさえ情報の正確性が怪しいにもかかわらず、住所入力が見えなかったのか、名前と生年月日でそこそこヒットするから大丈夫だと思ったのか、4 情報が一致した場合にのみ登録すべきところ、雑な検索をした結果、誤ったマイナンバーを登録したということである。

これらは全て事務処理上のミスだが、なぜミスが起こったかという、本人から入手するという原理

原則を守らなかったためである。もちろん、健康保険証よりもマイナンバー制度のほうが後からできたので、やむを得ない事情もあったとは思いますが、このように誤登録されてしまったのである。

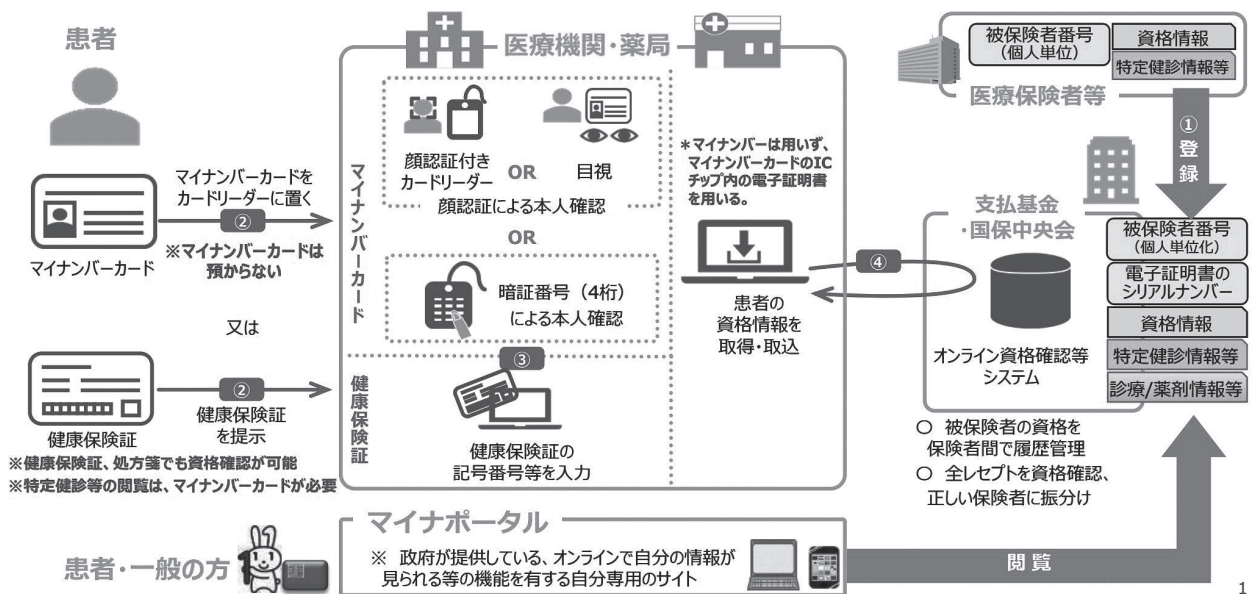
自治体の責任はどこにあるか

今回のマイナンバーの問題については、「自治体が悪い」という雰囲気になっている。例えば健康保険証の誤紐付けにおいて、自治体の責任はどこにあるのか。

図 1 はオンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）の仕組みを図示したものである。これは、オンラインサーバーに照会すれば、ある人の健康保険に関する資格情報が確認できるという仕組みである。マイナンバーカード自体に健康保険の情報が入っているわけではなく、この「ある人」を確定するためにマイナンバーカードを読み取らせるという仕組みである。この仕組み自体は全く問題なく動いているのだが、この「ある人」の資格情報を確認したい健康保険者側が持っているデータベースのデータが、前述の理由でそもそも不正確だったので、当然その回答も間違っていたというのが今回のトラブルである。

今述べた中にマイナンバーカードと健康保険者は

図 1 オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）の仕組み



出典：厚生労働省保健局「オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を～データヘルスの基盤として～【医療機関・薬局の方々へ】」2023年4月 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001085572.pdf> (最終閲覧 2024年3月12日))

登場するが、自治体はどこにも出てこない。しかし、例えば情報システム学会の『「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言』によると「全ては、政府が保険証との一体化及び保険証廃止を急がせ過ぎたため、十分な準備をせずに自治体が名寄せ作業を実施してしまったことに起因している。」という¹。しかし、実際には自治体は名寄せ作業をしていないので、この提言は誤っている。前述のとおり、紐付けを誤ったのは健康保険者である。国民健康保険の保険者は自治体だが、私の知る限り国民健康保険ではこのトラブルが起きていないので、このミスは企業の保険者によるものである。

情報マネジメントの観点からすると、この提言に対して多くの自治体から強い反論が出てしかるべきだが、反論している自治体を見たことがない。

さらに、この提言は「政府が保険証との一体化及び保険証廃止を急がせ過ぎた」というが、健康保険のマイナンバー登録が始まったのは平成28年であり、既に5年間も運用されているので「急がせたから」というのはおかしい。保険者はこの5年間登録ができておらず、恐らく期限が示されてから慌てて登録し、今に至ったのだと思う。この間、保険者の住所変更や異動の際にミスに気づきそうなものだが、なぜか気付かなかった。

情報マネジメントと責任所在

情報マネジメントの観点では、「責任の所在」が重要である。何となく「自治体が悪い」と言われている場合ではない。

もう一つ「自治体が悪い」と言われている例が、公金受取口座の誤登録である。本人口座を登録すべきところ、本人以外の家族の口座を登録したという例が誤登録の典型であるが、これは制度の問題である。そうではなく、ここで問題なのは、自治体の窓口で登録するケースである。登録はスマートフォンやパソコンでマイナポータルを通じて簡単にできるが、スマートフォンを持っていない人や登録方法が分からない人のために自治体が窓口を設けて、自治体職員がサポートしながら、あるいは窓口

のタブレット端末を使って登録した際に誤登録したケースである。

マイナポータルでの登録の仕組みは単純である。まずログインすると自分の情報を編集するページになるので、そこで登録口座情報を入力し、ログアウトするだけである。しかし、例えば窓口の端末からログインしたものの何かの事情で登録せずに帰った人がログアウトを忘れると、次の人が端末を使う際には既に口座情報の登録画面になっているわけである。そして、そのまま登録してしまうと、当然ログアウトせずに帰った人の口座情報として自分の口座が登録されてしまう。

システム上のミスといえばミスだが、もともとは、口座番号を登録する際にもう一度マイナンバーカードをかざして本人確認してから登録するという手順だったらしい。それであれば、誰かがログアウトし忘れた端末でも、口座番号登録時にエラーとして弾くことができたのだが、2回もかざすのが面倒だと評判が悪く、再度の本人確認は省略したという。

いずれにせよ、これは自治体の窓口での登録ミスなので「自治体が悪い」と言われるが、果たしてそうなのか。情報システムマネジメントの観点では「そもそも誰の責任なのか」を正確に押さえておかないと、議論が成立しない。

マイナンバーは、全国民が1人に必ず1個ダブリなく持っており、これだけで個人が特定され、生涯不変という非常に強力な能力を持った番号であり、プライバシーの点では極めて危険なものでもある。そこで、個人番号が使える事務を法律で厳密に定め、この事務を行う者を「個人番号利用事務実施者」と定めている。では、公金受取口座の登録事務の利用事務実施者、つまり今回のトラブルの責任者は誰か。内閣総理大臣である。公金関係については自治体もマイナンバーを使うことが認められているが、今回問題になった公金受取口座登録の事務処理に関しては、自治体には本来責任はない。

特定個人情報保護評価

マイナンバーを取り扱うシステムを開発する際に

1 情報システム学会マイナンバー制度研究会（2023）『「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言』p4、https://www.issj.net/teigen/2310_number_full.pdf（最終閲覧2024年3月12日）

は、必ず特定個人情報保護評価を受け、個人情報保護委員会に提出することになっている。今回の公金受取口座登録システム、すなわち口座登録法に基づく公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務についても個人情報保護評価が実施されている。内閣総理大臣名で個人情報保護委員会に評価書を提出し、委員会が認めたシステムを使ってトラブルが生じたわけである。

その原因には様々な見方があるが、恐らくこのシステムで想定していた利用シーンとは異なる利用をしたからではないか。本来このシステムは、共用端末ベースの設計ではなく、本人が自分のスマートフォン等で手続する前提で設計されている。つまり、ログアウトせずに自分のスマートフォンを誰かに渡すなどという利用シーンは想定し得ないので、当然（家族以外の）他人の番号を入力するなどという事態も想定していない。ところが、この処理を共用端末でやってしまったことが問題なのである。

個人番号利用事務実施者は内閣総理大臣で、特定個人情報保護評価を受けたのも内閣総理大臣である。したがって、情報システムマネジメントの観点、「誰に責任所在があるのか」という観点からすると、今回の責任は全て内閣総理大臣にあるはずである。にもかかわらず「自治体手続支援において公金受取口座の登録を行う手順の徹底等について（周知・依頼）」²という文書で「自治体は徹底しろ」などと言われているということは、自治体としてよく考えなければならない。

ただ、確かに個人番号利用事務実施者は内閣総理大臣だが、「公金受取口座登録に対する手続支援及び端末の設置について」³という事務連絡に基づいて自治体が支援を引き受けてしまったからには、その限りにおいて責任を追及されるのはやむを得ないだろう。

責任を有する情報、責任を有する処理

情報マネジメントの観点では、自治体が責任を有する情報と自治体が責任を有する処理とに分けて考

える必要がある。

公金受取口座登録制度では、公金受取口座情報をマイナンバーとセットで保管するデータベース＝情報についての責任は内閣総理大臣にあり、自治体にはない。それどころか、自治体はこの情報を手元に持つことすら許されていない。しかしながら、事務連絡に基づいて手伝ったからにはやはり一定の責任は有すると見なければならない。実際に誤登録が発生しているので、それについて自治体側の窓口運用の問題点を指摘されても致し方ない。ただ、ぜひ理解してほしいのが「責任を有する情報」と「責任を有する処理」が何かという点である。どこまでが誰の責任で、どの情報を誰が持ち、どの処理を誰が行い、その中で自治体が責任を負うべき部分はどこかをしっかり理解しておく必要がある。特にマイナンバーのようなセンシティブな情報については非常に強い社会的責任が問われるので、細心の注意を払わなければならない。

健康保険証の紐付け誤りも公金受取口座の誤登録も一まとめに「マイナンバー問題」と言われるが、誰の責任で何が原因かはそれぞれ異なる。健康保険証については保険者に責任と原因がある。「自治体が悪い」と論じる情報システム学会には自治体は反論しなければならない。

一方、公金受取口座については、法律上は内閣総理大臣が悪いが、自治体はその処理の一部を手助けた以上は、そこについての責任は否定し難い。

障害者手帳に関するトラブルの責任は明らかに自治体、特に都道府県にある。障害者手帳事務は政令市以外の市町村の事務ではないし、仮にこれが市町村事務だったとしても、市町村には住民基本台帳があるので、誤紐付けする可能性は低い。つまり基礎自治体なら仮に届けがなくても住基を見れば正確なマイナンバーが確認できるが、都道府県の場合は、前述の健康保険者のケースと同様に、既に障害者手帳を交付済の人に対して事後的にマイナンバーの提出を依頼するか、J-LISに照会するしか確認方法がない。

もちろん、障害者の中には施設に入所されている

2 令和5年5月23日付事務連絡（デジタル庁デジタル社会共通機能グループ）

3 令和4年6月24日付事務連絡

場合や窓口への来所が難しい場合もあるので、本人からの取得は健康保険証のケースよりも難しいかもしれない。しかし、障害者手帳にも有効期限はあり、全く手帳の更新手続がなされないわけではない。本人から番号を入手することもできたはずなので、責任を問われても致し方ない。

しかも、予想どおり同姓同名などの誤紐付けが判明している。氏名と生年月日だけで検索した結果である。特に障害者手帳は大量に交付しているわけではないはずだが、同姓同名の誤紐付け件数からすると、どう考えても「細心の注意を払ったにもかかわらず起きてしまった」と言えるレベルではない。

自治体がJ-LISへ雑に照会した結果、紐付け誤りが生じている。さらに、転出や死亡等の事情で障害者手帳の交付対象外となったような、削除すべき情報が自治体の手帳システムに残っていたため誤紐付けしたという事案もある。処理が悪いだけでなく、情報管理の責任も果たせておらず、より深刻な事態である。ほかにも、転出・再転入した人等が多重登録になっていたケースなど、そもそもデータベースがきちんと維持されていなかった。正しくないデータにマイナンバーを紐付ければ当然誤紐付けが生じる。

障害者手帳と同様の事務手続を行う療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の情報連携も停止されている。事務処理方法が同じで同様にJ-LISに照会しているので、「誤紐付けは障害者手帳だけではないはずだ」と言われれば、否定できない。

技術的問題か、運用の問題か

次に、情報の責任、処理の責任がきちんと果たしているか否かを、情報マネジメントの観点で考えたい。

市長は文字どおり自治体の長として情報マネジメントの最終責任者であるが、どのような観点でこの問題を捉える必要があるだろうか。結論から言うと、「これは技術的な問題なのか、運用の問題なのか」という観点である。

技術的な問題とは、例えば公金受取口座について言えば、最後に口座情報を登録する際にもう一回マイナンバーカードをかざして再確認するといったことである。手入力ミスが生じるからカードで機械的に読み取るようにしようという検討が進んでいる

が、ログインや本人確認の方法などは「技術的な問題」である。

他方、マイナンバー収集がやや特殊だったのは、既存の仕組みの「後づけ」で収集しなければならなかったこと、つまり多くの場合、健康保険証や障害者手帳を既に持っている人に改めて追加で情報提供を求めざるを得なかったことである。健康保険加入時に情報提供しない人はあまりいないと思うが、既に加入している人にとっては追加の手間を取られるだけなので、確かに協力を得にくい。これは「運用の問題」と言える。

また、保険加入時においても、加入申請フォームにマイナンバー記入欄があるのに記入しない人がいたらしい。申請フォームに生年月日の記入がなければ記入を求めると思うが、なぜかマイナンバーの場合は記入を求めず、そのまま受け取ってしまったという。これも「運用の問題」である。

この運用の問題は、単に「やり方」の問題ではあるが、責任とも一体である。「どのような責任を負うか」を正しく認識していれば「どのような運用をすべきか」は自ずと分かるはずである。安易にJ-LISに照会するという運用を選択してしまったということは、正しくマイナンバーを入手することの重要性や責任に対する理解が乏しかったということであろう。

マイナンバー制度の利便性は、マイナンバーが正しく登録されているという前提があって初めて成り立つ。逆に言えば、マイナンバーが不正確なら全て不正確になる。にもかかわらず、そこについての責任の自覚や運用の徹底がなされず、あるいはJ-LISに名前と生年月日だけで照会することがどういうミスにつながるかということの理解も乏しいままに、雑な運用をしてしまったことが問題である。

自治体の長たる皆さんは、技術論は分からなくても、運用上の責任については十分に理解いただき、所管部門にきちんと指導すべきである。自治体が個人番号利用事務実施者になっている事務は、全て自治体の長の責任である。

責任を果たすために

情報マネジメントの観点からは、その責任を果たすために、理解すべきこと、確認すべきこと、そし

て最終的に実施すべきことをそれぞれ明確にする必要がある。もちろんこれらはその人の役割・担当により内容やレベルが異なるので、一般論で定義できるわけではない。しかし市長である皆さんは最終責任者として、理解すべきことは何か、確認すべきことは何か、責任持って実施すべきことは何かを考える必要はあると思う。

マイナンバーの問題は、社会問題としてマスコミを賑わせ、前述のとおり情報システム学会の提言等も出されている。これらについて、健康保険証の誤紐付けは自治体には一切責任はない、公金受取口座については内閣総理大臣の責任だが事務処理の一部を負担した以上はその限りで責任を問われても致し方ない、障害者手帳については一仮に皆さんが知事だったら一全面的に自分が悪いということをどこまで理解していたか。また、その点について総点検本部から点検を求められているが、基礎自治体の責任の所掌範囲内で何を確認しておく必要があったか、そのためには何を実施しなければならなかったかということ、これほど大きな問題である以上、いかに多忙な首長とはいえ、確認しておく必要があると思う。

細かな技術論は担当者に任せるとしても、自治体が責任を持つべき情報は、それをどのように処理し、それはどんな根拠に基づいているのかについては、きちんと理解し、把握し、実施していく必要がある。

意見交換

○**横尾委員（多久市長）**：制度スタート時にマイナンバーをきちんと確認しなかったためにトラブルが生じたということを担当大臣や事務担当者、マスメディアは十分明快に解説してないのではないか。

カード返納の動きについても、既に29項目でマイナポータルでの照会・閲覧ができ、今後はメディカルケア、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）などのサービスにも活用できるが、こうした利便性が官邸や主務官庁から住民に十分伝わっていない。

○**吉本氏**：マイナンバーはデータが正確でないとききちんと登録できない。逆に言うと、マイナンバーをきちんと登録すればデータの不正確さが炙り出される。今回、J-LIS への照会ミスによる誤紐付けが件

数も多いので問題視されているが、元のデータに誤りがあるということは、そもそも正確な給付ができていなかった可能性もあるということになる。遡ってそれを確認する必要があるのではないか。

カード返納の動きは、たとえば、自分の鍵で自分のロッカーを開けたら他人のファイルが入っているというように、自分の鍵を捨てるといふようなものである。むしろ、他人のファイルが入っているということは、高い確率で他人のロッカーに自分のファイルが入っている虞があるので、まずは皆でロッカーを開けて中身を確認すべきである。

難しい制度なので分かりやすく説明するのは難しいが、それでも分かりやすく説明しなければならない。

○**木幡委員（福島市長）**：利用者から当市に公金受取口座の誤登録に関する情報が入ったとき、自治体には事実確認の権限がないのですぐにデジタル庁に報告し対応を相談した。我々自治体は、悪い情報はまず公表しなければならないという意識があるので、当市としてはすぐに公表・陳謝するつもりであったが、最終的には国と歩調を合わせることとなった。

ミスは生じるという前提に立った早期是正や、その反省をもとにより良いシステムにつくり変えていくことが重要だと思う。中核市市長会としても、国に対して単に総点検の事務負担軽減を求めるのみならず、ミスが起きた場合の早期是正に力を入れることも提言している。

○**吉本氏**：ご指摘のとおり、トラブルの情報は早く公表することが重要である。公金受取口座に関する個人番号利用事務実施者は内閣総理大臣なので、まず総理大臣が謝らなければならない。なお、制度上は本件の是正に動くべきなのは個人情報保護委員会である。

自治体が独自に調査や住民への説明・謝罪をしようとしたことは極めて真摯な態度である。一方、制度上は、自治体は本件の利用事務実施者ではないので、確認行為を行うのは微妙である。国に先んじた住民への説明・謝罪についても、真摯な態度ではあるが、例えば委託先企業のミスについて、委託先に謝罪させて委託元が謝罪しないのと構造的には同じに思える。

○**木幡委員**：これは我々自治体がやるべき仕事なのかということももちろん検討した。一方、微妙な問題があったとしても、住民に身近な自治体としてはご迷惑をかけた利用者に対して一定の対応をすべき場合もある。法的な根拠と実際の対応との間で難しい判断が生じる。

○**東委員（コード・フォー・ジャパン GovTech チームリーダー）**：特にデジタル社会においては、住民の理解が追いつかないまま物事が進行していくことが多くなると予想される。先ほどの発言は「トラブルを前向きに捉えていこう」ということだと思うが、トラブルの当事者となった住民からすると、そうは思えないこともあるだろう。

また、マイナンバーに関して次にどのような問題が起こり得るか。情報マネジメントの観点から、自治体の長は何に備えるべきか。

○**高橋委員（稲城市長）**：デジタル化を進めるうえで、マイナンバーは一丁目一番地である。ただ、マイナンバー制度の導入時の国民への周知や説明が不足していたのではないかと。いまだにマイナンバーに情報がぶら下がっていると信じている人も多い。

健康保険証等の紐付けについて、保険者の現場感覚からするとデータの移行を急がされてミスがあったことは否定できないような気もする。ヒューマンエラーはゼロにはできないので、最終的には本人による確認が必要ではないか。

○**吉本氏**：今後の問題点については、運用は続くので、今後もミスは起こり得る。それをきちんと運用プロセスの中に組み込む必要がある。

さらに、マイナンバーカードがここまで普及すると、カード保有を前提とした施策を考える段階が来るはずである。例えば今般の新型コロナワクチン接種ではカード保有を前提にしなかったが、前提にすれば楽だった点は多々ある。今後は、カード保有者にメリットを持たせ、逆に非保有者には一定の不便を強いることが増えると思われるが、その際に矢面に立つのは基礎自治体であろうから、そこをどう乗り越えるかも課題の一つである。そのためには、カード保有のメリットや危険性についてきちんと理解を広める必要がある。

○**原委員**：マイナンバーカードは救急搬送や防災等でも有効である。姫路市での実証実験においても搬

送時にカードで通院歴や投薬情報等を確認できることは安心だという意見が多かった。それゆえ、情報の誤紐付けは極めて問題である。

通常、情報システムではデータの整合性をチェックツール等を使って確認する。今回、国からは総点検実施というアナログな号令が出ているが、本来、責任者である国はチェックツールを開発して各機関に提供すべきではないか。

マイナンバーカードに番号や性別を記載しないようにする議論がある。その場合、カード1枚で目視による本人確認と番号確認ができなくなるが、今後のカードのあり方についてどう考えるか。

○**中野委員（一宮市長）**：誤紐付けについて「皆でマイナポータルにアクセスし、誤紐付けを発見した人に報奨金をあげればよい」という意見を聞いたことがある。「公のミスは公が片付けるべきだ」というのも分かるが、皆がマイナポータルにアクセスしてチェックしたほうが確実なうえに、点検より少ないコストで済むかもしれない。

○**吉本氏**：確かに電源喪失状態等を考えると券面情報があったほうがよい場合もあるが、基本的にはクレジットカードのようにナンバーレス化してカードリーダーで読み取るのを前提にしてもよいのではないかと思う。

誤紐付けのチェックは、本人が確認するのが最も手っ取り早く確実だと思う。また、利用が進めば誤りに気づくシーンも増えるだろう。

ご指摘のとおり、時折データベースをチェックツールでチェックするほうがよいのだが、一方でマイナンバー制度は分散管理が前提で、国等が全データを一元的に管理しないことになっている。また、個人番号利用事務実施者は極めて高い責任感の下、完璧なデータ運用をするという前提に則ってデザインされている。データツールでチェックする設計に変える際には、まず「個人番号利用事務実施者は信用ならない」というゼロトラスト的な前提に見直すか否かもあわせて議論する必要があると思う。

○**真山委員（同志社大学教授）**：システム導入当初にはトラブルやミスはやむを得ない部分はあるが、反対する立場の人がそのミス等を責任追及して政治問題化することがある。システム自体に政治性はないが、結果として政治性を帯びる。責任がどこにあ

るか、そもそも何が問題かを整理して議論することが重要であると感じた。

ただ、国民の間に理解が浸透していない実態をみると、そもそもマイナンバーカード、マイナンバー制度の必要性や意義を十分説明ができていなかったのではないかと感じる。マイナンバーの利便性と現実に生じている手間やトラブルとのギャップを感じている人も少なくないと思うので、国が責任をもって説明する必要がある。

○**太田委員（真庭市長）**：国と自治体が一緒になってやらないとできない業務なので、何らかの仕組みが要るのではないかと。国と地方の共同機関が取り組むか、国と地方の役割分担を明確にして取り組む必要があると思う。

運転免許証との一体化の議論があるが、これを進めれば、利便性も実感しやすくなるのではないかと。

また、ミスや誤りがあることが当たり前だということを前提とした議論の必要性を感じた。

当市ではデジタル地域通貨を導入しているが、その前提には正確な紐付けが不可欠である。プライバシーを確保したうえで、マイナンバーと結びつけた自治体独自の施策展開が重要ではないか。

○**吉本氏**：国民の理解醸成について、問題点はもちろん改善すべきだが、優れている点をアピールして国民の理解を得ていくことは、難しいが必要だと思う。

デジタル社会と分権の関係について、かつてのアナログな世界では、その土地に根差してツールを運用する必要があるため、地方自治とツールは一体だった。しかし、これからのデジタル社会では、デジタル空間の共通的なツールを活用しながら地域の特性や地方自治の価値をどう発揮するかを考えなければならない。地方と国の役割分担の見直しの中で、デジタル空間で誰が何を担って、どんな責任を負って、誰が誰に何をアピールするか、もう少し体系立てて整理すれば国民の理解も広がるのではないかと。

現状では、特に高齢者が不便に感じることもあると思うが、近年はデジタルデバイスよりアナログデバイスのほうが広がりつつある。切手も封筒もない家も多く、紙の様式に必要事項を記入して封筒に入れて切手を貼って郵送させられなくなってきて

いる。切手をどこに貼るのか知らない若者もいる。アナログのリテラシーのない人にどう対応するかがこれからの問題になるのではないかと。

○**西村委員（成蹊大学教授）**：ハッキングによる情報流出や技術的な問題を心配しがちだが、実際に起きているのは非常にアナログな問題である。我々が心配していることと心配すべきことのギャップに気付かされた。

J-LIS からではなく本人から情報をもらっていただければ間違いが防げたということだが、自分の高齢親族を見ると、意外と本人も信用ならないのではないかと。まず、マイナンバーカードとマイナンバーを混同している。また、カード申請するための証明写真を撮ることが難しい場合もある。本人から正確な情報をもらってきちんと登録を行うには、国や都道府県ではなく、最も身近な基礎自治体の助けがないと高齢者には難しい。

国と都道府県と市町村がこの制度を使いこなしていくために、どのような役割分担、協力体制を築くべきか。

○**大杉委員（東京都立大学教授）**：デジタル化の進展は分権のあり方にも関わってくる。これまでの集権・分権概念が覆らないにしても、少し修正を加えざるを得なくなってきたと思う。

どんな制度でも完璧ということはないが、マイナンバー制度の複雑さは否めず、それが理解を妨げている。場合によっては政治的な動きによって運用が歪められる恐れもある。そうした中で、自治体側に負荷がかかる場面が出てき得ると思うので、制度設計全体のあり方と実態とを見極めて考える必要があると思った。

○**横道共同代表（政策研究大学院大学名誉教授）**：政治問題化することで何が本当の問題なのか分からなくなることが多い。今日の講演は何が本当の問題かが整理されていた。

マイナンバーは、カードの有無にかかわらず既に運用され、情報連携も粛々と進んでいる。しかし、マイナンバーカードを普及させ、さらに健康保険証等と連携させようという段階で問題が起きてしまった。それを解決するためには、既に進みつつあることも含めて説明し、理解してもらわなければならない。にもかかわらず、その説明を省いて表面に出て

きた問題だけを何とかしようとするので、納得のいく説明にならない。

○**大西共同代表（高松市長）**：自治体がサービスとして登録支援をしたのに、職員も一生懸命対応したのに、自治体がいかに間違いを犯したかのような扱いをされていることについては納得がいかかったので、問題の本質を整理していただき溜飲が下がる思いである。

○**吉本氏**：理解を進める必要があることは、一番大きなポイントであると思う。

マイナンバーカードやマイナンバー制度にしても、あるいは情報システムの標準化にしても、いわゆるシステムの仕組みはエンフォースメントのツールである。自治体は、条例制定権や法令解釈権を持っているにもかかわらず、システムによってエンフォースメントの方法論が縛られてしまうという状況にある。エンフォースメントを統一しながらも独自の政策展開を行うことが、これからの地方分権の大きな論点になると思う。

マイナンバーカードがこの制度の信頼性の根幹なので、雑に配ってしまうとこれが成り立たない。そのため、どうしても厳密に配らざるを得ない。しかも、カードを配って終わりではなく、配ったカードを使ってもらうことが大切である。カード前提の制度設計なので、全員が使えることが必須である。そのためには、マイナポイントの登録が自分でできるようになってもらうことが大切だったので、自治体が登録を手伝ったのは実はあまりよくなかったのかもしれない。

○**太田委員**：システム標準化について、法定受託事務ならば標準化は分かるが、自治事務も標準化の対象になっている。国の行政権と地方の行政権とをうまく調整できるような仕組みや考え方を整理しないと、単に集権化にしてしまうのではないか。

ガバメントクラウドについては、当初は導入によりランニングコストが下がると言われていたが、実際には上がるとも言われている。

システム標準化に反対ではないが、そもそもの考え方や財政負担のあり方も含めて、きちんと進めるべきだと思う。

○**吉本氏**：ガバメントクラウドで運用コストが低下しない問題はそれとおおりだと思うが、本来はコスト

削減のために取り組むものではなく、地方自治を持続させるための取組みである。コスト削減をKPIとしたのが誤りである。

法定受託事務でなくても法令に根拠のある自治事務の場合は、どの自治体でも概ね同じことをやらなければならないのだが、法定の事項を具体的にどうやるかといういわゆるエンフォースメントは、従来は自治体ごとに自由裁量で決めてよかった。つまり、システムを一から作ってもよいし、パッケージベースでカスタマイズしてもよい。しかし、今回、標準のものしか使えなくなったので、事務の実施方法も「国が決めたやり方でやれ」と言っているに等しい状況になった。

これは、地方自治の観点からすると由々しき事態だが、一方で、2040年には職員数が半減する。半分の職員数では20事務のシステム調達事務を回せないことは目に見えている。自治体ごとにシステムを整備・運用するのも難しくなるので、国がまとめてシステムを稼働させる。そうでもしないと地方自治が成り立たなくなるので、システムの足並みをそろえるしかないという、いわば“諦めの産物”である。

政令市や中核市には今後も自力で整備・運用できる自治体もあると思うが、その他の大多数の自治体は自力では無理になる。このような厳しい状況が予想される中で「そちらを取るしかなかろう」という判断だと思う。

（文責：日本都市センター主任研究員 加藤祐介）